

一昔前であれば、DXとい
えは「デジタルトランスフ
オームーション」を意味しま
す。元々は企業がデジタル技
術を活用してビジネスモデル
を変革し、組織・業務プロセ
ス改革をする「企業DX」を
指しましたが、行政分野でも
「デジタル社会」を定義する
ことで、これまで政府の「骨
太方針」や総務省の「自治体
戦略2040構想」の政策目
標に過ぎなかった「Society
5.0」（「情報社会」を超え
る「超スマート社会」）を法
律上のものとして位置付ける
役割を果たしています。

時標

行政モデルを変革する「行政
DX」が求められるようにな
りました。この行政DXを推
進するために制定されたデジ
タル改革関連法（5月19日公
布）の論点を少しだけ拾って
みましょう。

まず、デジタル社会形成基
本法は、デジタル改革の基本
理念等を定めた法律ですが、
一般の省庁にみられるピラ

ミッド型の官僚組織とは異な
り、オープンで俊敏な意思決
定を特徴とするアジャイル型
組織で構成されるわけです。
つまり首相・内閣官房・デジタ
ル庁が一体となり、内閣の重
要政策に関する内閣の事務を
誰にも邪魔されず迅速に実施
することが可能になります。

デジタル社会の形成を推進
する国家行政組織として、デ
ジタル庁設置がされます（デ
ジタル庁設置法）。デジタル
庁は内閣に置かれ、首相を長
として、デジタル社会の形成
に関する内閣の事務を内閣官
房と共に助けることを任務と
します。デジタル相には広範
な企画立案権と強力な総合調
整権が与えられ、官と民を「回
転ドア」で行き来する民間I
T人材の登用が予定されるデ
ジタル監、デジタル審議官等
を率いて仕事をします。

デジタル改革で憲法、人権は…



白藤 博行
専修大教授

これまで国家行政組織法等の
法律を通して維持してきた国
会による行政組織統制を一変
する「国家統治DX」です。

デジタル社会の形成を図る
ための関係法律の整備に関す
る法律では、約60本を一括改
正しました。最も重要なのは
個人情報保護法制の改正で
す。いわゆる個人情報保護三

法と2千個あるとされる個人
情報保護条例を新個人情報保
護法に一本化し、個人情報保
護委員会が一元的に管理しま
す。国による「共通ルール」が
制定されれば、「要配慮個人
情報の取得制限」や「オンラ
イン結合の原則禁止」など独
自の個人情報保護を定めてき
た条例は、「必要最小限の独自
の保護措置」だと認められな
い限り許されなくなります。

いまだ個人情報の濫用・流
用の危険は払拭されないま
まであり、なかでも警察によ
る「利活用」はデジタル社会
をデジタル監視社会に転形す
る危険もあります。新個人情
報保護法は、個人情報の保護
より利活用を優先するもので
あり、自治体による個人情報
保護の「個別最適化」より国に
よる「全体最適化」を優先する
「地方自治DX」といえます。

最後に、地方公共団体情報
システム標準化に関する法
律が、地方自治にとどめを刺
します。政府は、超巨大政府
クラウドを整備し、国と地方
のデジタル基盤の抜本改革を
本格化します。自治体のいわ
ゆる「基幹系システム」（税、
住民基本台帳、社会保障など
の事務）の標準化が義務付け
られ、自治体の仕事は、国が
提供する情報システムに合わ
せることを余儀なくされま
す。これも歪んだ「地方自治
DX」といえそうです。

デジタル改革では、「誰一
人取り残さない、人に優しい
デジタル化」がうたわれます
が、実際の法改革をみると、
憲法の理念や人権保障に無頓
着な「国家統治DX」や「地
方自治DX」が見え隠れしま
す。果たして憲法が保障する
地方自治を実現するデジタル
改革になるのか、監視するの
は私たちです。

しらふじ・ひろゆきさん

1952年三重県生まれ。北杜市在住。名古屋大法学部卒、
同大大学院博士課程単位取得退学。札幌学院大助教授な
どを経て、専修大法学部教授（行政法、地方自治法）。
弁護士。昨年9月まで日本学術会議会員で、現在は連携
会員。日本公法学会理事、日本地方自治学会の前理事長。